

(別紙様式1)

審議案件に関する概要

令和元年(2019年)9月10日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	平成31年3月11日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社富士管財 代表取締役 小川 恭平 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸	旭川市3条通19丁目1157番地2 東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	旭川ショッピングセンター パワーズ 旭川市永山11条4丁目120-36	
(2)小売業者名、代表者及び住所	株式会社AOKI 代表取締役 青木 彰宏 神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号 ----- 有限会社パワーズ薬局 代表取締役 清水 雅寿 旭川市永山11条4丁目119-51 ----- 株式会社Coo&RIKU東日本 代表取締役 大久保 浩之 東京都足立区鹿浜4丁目1-8 ----- 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 ----- 株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口 実 東京都渋谷区神南1丁目11番5号 ----- 株式会社パルウオーク 代表取締役 荒井 義憲 北海道北見市光西町182番地1 ----- 株式会社ジンス 代表取締役 田中 仁 群馬県前橋市川原町2丁目26番地4 ----- 未定 ----- 未定	
変更しようとしている事項	変更前	変更後
(3) 大規模小売店舗内の面積の計	1,102㎡	3,569㎡
(4) 施設の配置	駐車場の収容台数 50台	173台
	駐輪場の収容台数及び 位置	収容台数:26台 位置:届出書添付図面 2-7変更前施設配置
		収容台数:26台 位置:届出書添付図面 2-8変更後施設配置

	荷さばき施設の面積及び位置	図のとおり 面積: 72m ² 位置: 届出書添付図面2-7変更前施設配置図のとおり	図のとおり 面積: 151m ² 位置: 届出書添付図面2-8変更前施設配置図のとおり
	廃棄物保管施設の容量及び位置	容量: 6m ³ 位置: 届出書添付図面2-7変更前施設配置図のとおり	容量: 21m ³ 位置: 届出書添付図面2-8変更前施設配置図のとおり
(5) 施設の運営方法	開店時間・閉店時間	開店時間: 届出書別紙3①変更前小売業の状況のとおり 閉店時間: 届出書別紙3①変更前小売業の状況のとおり	開店時間: 届出書別紙3②変更後小売業の状況のとおり 閉店時間: 届出書別紙3②変更後小売業の状況のとおり
	駐車場の利用時間帯	午前8時30分～ 午後8時30分	午前8時30分～ 午後10時00分
	駐車場の出入口の数及び位置	数: 出入口3箇所 (出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所) 位置: 届出書添付図面2-7変更前施設配置図のとおり	数: 出入口4箇所 位置: 届出書添付図面2-8変更前施設配置図のとおり
	荷さばき時間帯	午前6時00分～ 午後10時00分	午前6時00分～ 午後10時00分
(6)変更日		令和元年(2019年)11月12日	

3. 審査事項

(1) 駐車場整備への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数173台 = 設置台数173台
	従業員駐車場等の整備	敷地内に50台確保
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	26台 ・自動二輪車の来客は少ないことが予想されますが、来客駐車場に駐車した場合でも対応可能と考える。
	来客車両等の入出庫方法	・入庫ゲート、遮断機等はなく入庫待ちは発生しないと考える。 出入口①、出入口②、出入口③及び出入口④すべて入庫処理能力: 450台/時以上 入庫処理時間: 8秒以下/台
搬入車両等の誘導	・荷さばき施設① 処理能力4台/時に対し、1台/時の搬入。 ・荷さばき施設② 処理能力2台/時に対し、1台/時の搬入。 ・荷さばき施設③ 処理能力2台/時に対し、1台/時の搬入。 ・荷さばき施設④ 処理能力2台/時に対し、1台/時の搬入。	

			<ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設⑤ 処理能力2台／時に対し、1台／時の搬入。 ・十分な施設面積を確保しており、入庫待ち発生しない。 ・計画的搬入により、一時的搬出入車両が集中しないように配慮する。 		
歩行者の安全対策			<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切誘導を行い安全の確保を図る。 ・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 		
交通整理員の配置			・開店時及び売出し等で混雑が予想される日に配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努めます。なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。		
除排雪による堆積方法			<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・駐車場内に一時堆雪しますが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努る。 		
歩行者の通行の利便の確保、敷地内の安全確保等に関して、特に配慮した事項			<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切誘導を行い安全の確保を図る。 ・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自動車の安全確保に配慮する。 		
その他設置者として交通安全、商業の利便性等、特に配慮した事項			・店舗への主な来店経路については、開店時や販促時にチラシで周知させ交通渋滞の緩和に配慮する。		
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	60dB	44dB	○
		2	60dB	47dB	○
	夜間の等価騒音のレベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	50dB	23dB	○
		2	50dB	34dB	○
夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	a1	空調機③	50dB	41dB	○
	a2	空調機④	50dB	51dB	△
	a3	排気①	50dB	26dB	○
	a4	排気②	50dB	41dB	○
	a5	排気③	50dB	43dB	○
	a6	排気④	50dB	43dB	○
	a7	排気⑤	50dB	30dB	○
	a8	排気⑥	50dB	37dB	○
敷地境界で規制基準値を超える、a2について、直近住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回る。					
	再計算点	規制基準値	予測結果	備考	
	a2'	50dB	35dB		

	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うように指導する。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は、夜間(午後10時から午前6時まで)は行わない。
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮する。
	青少年の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・届出店舗の閉店時間以降は、届出外の店舗従業員において、駐車場内での青少年の蝟集による騒音等が発生し、周辺から苦情等が寄せられた場合、交番に届け出るなどの適切な対策を講じる。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させる恐れがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。 ・住民から苦情が発生した場合は、迅速に対応を図る。
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 15.531m ³ ≤ 設置容量 21.418m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設①④は、屋内に設置するため、廃棄物が飛散することはない。 ・廃棄物保管施設②③⑤⑥は、堅牢な施設であり、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引取作業の迅速化を図る。 ・法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示する。 ・設置容量は、指針による容量を十分上回っており不足することはない。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、段ボール及び発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・調理臭や生ごみ等の臭気が発生する廃棄物は発生しない。
(4)街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取組みを阻害することのないよう調和を図る。 ・広告塔や駐車場の照明は、ライトの向きや光量を調整して、照明が敷地外に漏れないよう配慮する。
(5)防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行

		う。
(6)防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・夜間は機械設備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任をもって緊急時の対応を行う。
(7)関係行政機関との協議状況		
	公安委員会 (北海道警察本部、 旭川方面本部、 旭川方面旭川東警察署)	協議済み
	地元市町村(旭川市)	協議済み
	道路管理者(旭川市)	協議済み
	その他関係機関	

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5. 道(上川総合振興局連絡調整会議)の意見案

意見なし
